

「均等・両立推進企業表彰」実施要領（抜粋）

- 1 趣旨・目的 (略)
- 2 表彰の種類 (略)
- 3 表彰の対象
 - (1) 均等・両立推進企業表彰
 - 厚生労働大臣最優良賞
男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が顕著である企業
 - (2) 均等推進企業部門
 - ア 厚生労働大臣優良賞
女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業
 - イ 都道府県労働局長優良賞
地域において、女性の能力発揮を促進するために、他の模範ともいうべき取組を推進している企業
 - ウ 都道府県労働局長奨励賞
地域において、女性の能力発揮を促進するための取組を推進していると認められる企業
 - (3) ファミリー・フレンドリー企業部門
 - ア 厚生労働大臣優良賞
仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進し、その成果が認められる企業
 - イ 都道府県労働局長優良賞
地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような他の模範ともいうべき取組を推進している企業
 - ウ 都道府県労働局長奨励賞
地域において、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を推進していると認められる企業
- 4 募集及び応募
 - (1) 募集は年1回、公募により行うものとし、対象は、「均等・両立推進企業表彰基準」(略)を満たす企業とする。
 - (2) ファクシミリ又は郵送にて送付された応募用紙は、各都道府県労働局雇用均等室において受け付ける。なお、応募は電子申請でも受け付ける。
- 5 選考及び決定の方法
 - (1) 応募書類の審査を行った後、都道府県労働局雇用均等室が、取組内容等の詳細についてのヒアリングを実施する。
 - (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果を基に、表彰基準を満たす企業の中から、都道府県労働局長賞の受賞企業及び厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣に対し、厚生労働大臣賞候補企業の推薦を行う。
 - (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、厚生労働大臣最優良賞及び厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定する。
- 6 その他
 - (1) 実施要領、表彰基準及び応募用紙は厚生労働省ホームページに掲載する。
 - (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室が応募企業に通知する。
 - (3) 受賞企業には、毎年10月に表彰状の授与等を行う。